

津市地域防災計画の修正案について

1 概要

東日本大震災の甚大な被害、教訓などを踏まえ、本市では平成 23 年 12 月に津市地域防災計画津波対策編を策定し、更に平成 24・25 年度を災害対応力強化集中年間と定めて、防災対策を強化充実する取組を進めています。

このたび、現行の津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、徹底的な見直しを進め、本年度の修正案として取りまとめました。

2 主な修正内容

(1) 津波避難対策の強化

ア 津波避難協力ビル指定の取組（津波対策編）

津波避難ビルに加え、新たに津波避難協力ビルの指定を行い、市民等の緊急かつ一時的な避難場所の確保を推進します。

イ 海拔や標高の周知（津波対策編）

津波時の迅速な避難の目安となるよう、津波浸水予測地域及びその周辺に海拔表示札を設置するとともに、市沿岸地域標高マップによる啓発を行い、地域住民の防災意識の向上を図ります。

(2) 情報通信体制の強化

ア 避難勧告等におけるサイレン放送の活用（風水害等、震災、津波対策編共通）

災害時の重要な情報伝達活動において、緊急性の高い津波警報や避難勧告等を同報系防災行政無線で放送する際に、サイレンを活用し、情報伝達の強化を図ります。

イ 全国瞬時警報システムの活用（津波対策編）

全国瞬時警報システム（J アラート）を通じて伝達される津波警報等の緊急性の高い情報を同報系防災行政無線等の情報伝達システムと自動連動させることにより、迅速な情報伝達体制を確立します。

ウ 緊急速報メールの活用（風水害等、震災、津波対策編共通）

各携帯電話会社が提供する緊急速報サービスを活用し、情報伝達の充実を図ります。

エ 情報提供体制の強化（風水害等、震災、津波対策編共通）

大規模災害により通信回線が断絶した場合等への対策として、他の自治体との協力による代理情報発信体制や市ホームページへのアクセス集中によるシステム接続障害を防止するための情報発信体制の整備を図ります。

オ 移動系防災行政無線の整備（風水害等、震災、津波対策編共通）

主要な防災関係機関等との情報通信環境を確保するため、全市的な移動系防災行政無線の整備を進め、情報通信体制の充実を図ります。

(3) 災害対応力の強化に向けた取組の充実・強化

ア 災害対策業務に係る役割の明確化（風水害等、震災、津波対策編共通）

本市の災害対応力を強化するためには、それぞれの部門が所管する防災対策をより充実させ、組織全体が総合力を高める必要があり、現計画に規定する災害対策を効果的に実施するために、役割分担を明確化しました。

イ 担当部署による災害応急対応の見直し（風水害等、震災、津波対策編共通）

それぞれの部署が担当する応急対策の実施手順等の見直しを全庁的に行っており、それらに伴うものとして、今年度は、救援物資等の受入体制、応急給水対策及び児童生徒の安全確保対策について反映させました。

ウ 被災地への職員派遣（風水害等、震災、津波対策編共通）

大規模被災地への職員派遣を行い、災害対応業務を経験することにより、職員の災害対応力の向上を図ります。

(4) 南海トラフ巨大地震による新たな想定への対応

ア 想定震度への対応方針（震災対策編）

南海トラフ巨大地震の新たな想定により、津市での最大震度が7とされたことへの対応を整理しました。

イ 想定津波への対応方針（津波対策編）

「発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」と「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」への対応を整理しました。

(5) 法改正等による新たな対策の追加

ア 竜巻災害の予防（風水害等対策編）

災害対策基本法の改正に伴い、竜巻、突風等の災害に対する予防対策として、竜巻等に関する知識の普及啓発を推進します。

イ 原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制の整備（風水害等、震災、津波対策編共通）

近県の原子力発電所の安全確保に係る通報連絡体制について、三重県地域防災計画に追記されたことに伴う修正を行いました。

3 今後のスケジュール

平成24年11月13日	第1回防災会議開催
↓	（平成24年度修正案の説明）
11月19日	パブリックコメント手続（12月18日まで）
↓	（平成24年度修正案に対する意見の聴取）
平成25年1月上旬	平成24年度修正案の確定
1月16日	第2回防災会議
↓	（平成24年度修正案の承認）
防災会議承認後	津市ホームページ等での公表 三重県への報告